第3編 犯罪被害の申告及び不申告の理由

第1章 総説

1 犯罪被害申告及び不申告の理由を調査する意義

実際に発生した犯罪被害件数から認知件数を差し引いたものが犯罪被害の暗数であり、この暗数の存在が犯罪被害の実態を把握することを困難にしている。そのため、犯罪被害実態(暗数)調査は、警察等の捜査機関に申告されなかった犯罪被害(暗数)についても併せて調査対象とすることにより、犯罪被害の実態を明らかにしようとするものである。本編では、犯罪被害について被害者が捜査機関に申告した理由と申告しなかった理由をそれぞれ調査した結果を紹介する。

暗数が発生する要因を探るため、被害者が捜査機関に犯罪被害を申告しなかった理由について調査することは極めて重要であるが、被害者が捜査機関に犯罪被害を申告した理由について調査することも同様に重要であると考える。なぜなら、捜査機関に犯罪被害を申告した理由について調査することは、捜査機関への申告を被害者に促す要因を探る上で重要な手掛かりを与えるものであるからである。

2 犯罪被害申告の理由

本編第2章では、犯罪被害を捜査機関へ申告した理由の調査結果を紹介している。本調査では、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」に「はい」と回答した人に対し、さらに、「あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。」と質問し、与えられた選択肢の中から該当するもの全てを選ぶ形式(複数回答可)で回答を求めている。こうして得られた回答データについて、同章第1節では、捜査機関へ犯罪被害を申告した理由別に見た犯罪被害態様を分析し、第2節では、第1節とは逆に、犯罪被害態様別に見た捜査機関へ犯罪被害を申告した理由を分析している。

また、本調査では、犯罪被害を捜査機関へ申告した調査対象者(503人)に対し、「全体的に、 捜査機関の対応に満足しましたか。」と質問することにより捜査機関に対する満足度を調査し ている。犯罪被害態様により捜査機関に対する満足度には差が出ているものの、調査対象とし た犯罪被害全体で見ると、「はい」が280人、「いいえ」が178人、「分からない」が45人であり、 半数以上の人が捜査機関の対応に満足しているとの結果であった。満足している旨回答した人の比率が7割以上であったのは、DV100.0%(3人中3人)、不法侵入未遂75.0%(28人中21人)及び強盗等70.0%(10人中7人)であった。逆に、満足していない旨回答した人の比率が6割を超えたのは、自動車盗66.7%(6人中4人)及びインターネットオークション詐欺62.5%(8人中5人)であった(捜査機関に対する満足度に対する調査結果の詳細は、参考資料2 基礎集計表参照)。

「全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。」との質問に「いいえ」と回答した人(178人)に対し、さらに、「あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。」と質問した(複数回答可)。回答が多かったものは、順に「十分な対処をしてくれなかった」(90人)、「加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった」(80人)、「盗まれたものを取り戻してくれなかった」(75人)及び「十分な経過通知をしてくれなかった」(62人)などであった。なお、「盗まれたものを取り戻してくれなかった」という選択肢については、被害態様に応じて表現を変えており、暴行・脅迫、ストーカー行為及びDVについては「自分の受けた損害を回復してくれなかった」、自動車損壊、不法侵入未遂、クレジットカード情報詐欺、個人情報悪用、振り込め詐欺、インターネットオークション詐欺及び消費者詐欺については「自分の被害を取り戻してくれなかった」、強盗等については「取られたものを取り戻してくれなかった」としており、前記「盗まれたものを取り戻してくれなかった」(75人)の中にはそれら全てが含まれている(捜査機関に対する不満足度に対する調査結果の詳細は、参考資料2 基礎集計表参照)。

3 犯罪被害不申告の理由

本編第3章では、第2章とは逆に、犯罪被害を捜査機関へ申告しなかった理由(不申告理由)を分析している。本調査では、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」に「いいえ」と回答した人に対し、さらに、「届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。」と質問し、与えられた選択肢の中から該当するものを全て選ぶ形式(複数回答可)で回答を求めている。こうして得られた回答データについて、第1節では、犯罪被害不申告の理由別に見た犯罪被害態様を分析し、第2節では、第1節とは逆に、犯罪被害態様別に見た犯罪被害不申告の理由を分析している。

第2章 犯罪被害を捜査機関へ申告した理由

第1節 犯罪被害を捜査機関へ申告した理由別の分析

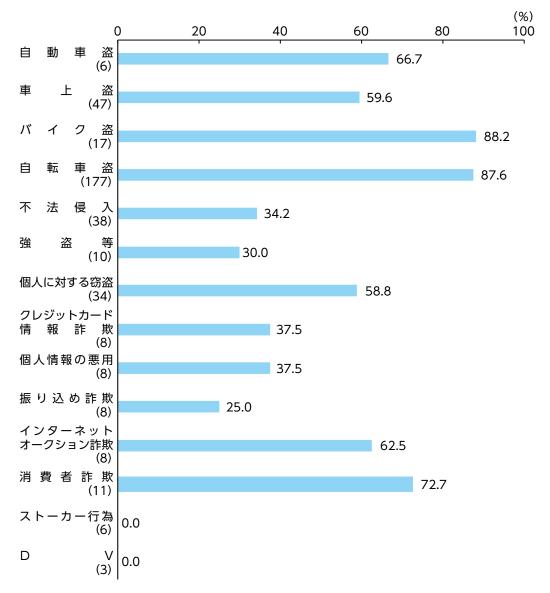
本節では、捜査機関へ被害を申告した理由別に、被害の種類ごとの特徴を分析する。

1 盗まれたもの(被害)を取り戻すため

捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を選んだ人は、自動車盗が6人中4人、車上盗が47人中28人、バイク盗が17人中15人、自転車盗が177人中155人、不法侵入が38人中13人、強盗等が10人中3人、個人に対する窃盗が34人中20人、クレジットカード情報詐欺が8人中3人、個人情報の悪用が8人中3人、振り込め詐欺が8人中2人、インターネットオークション詐欺が8人中5人、消費者詐欺が11人中8人、ストーカー行為が6人中0人、DVが3人中0人であった。

なお、回答の選択肢は、犯罪被害態様の違いを考慮して、強盗等については「取られたものを取り戻すため」とし、クレジットカード情報詐欺、個人情報悪用、振り込め詐欺、インターネットオークション詐欺、消費者詐欺、ストーカー行為及びDVについては「被害を取り戻すため」としている。

3-2-1-1図 盗まれたもの(被害)を取り戻すため



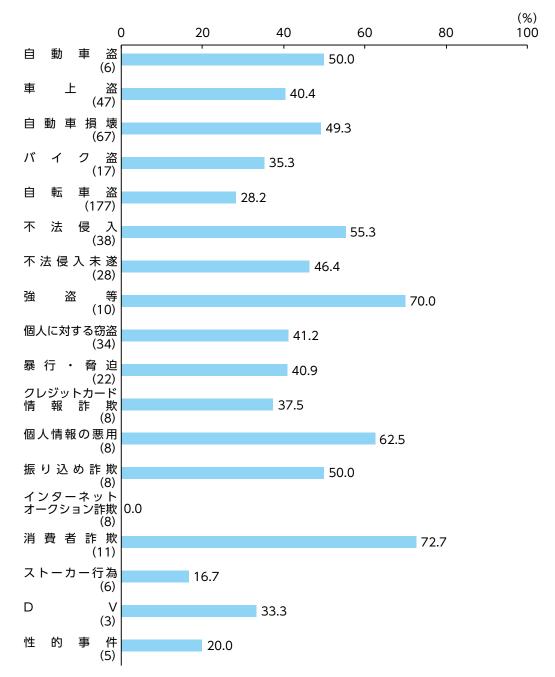
注()内は、実人員である。

2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから

捜査機関へ被害を申告した理由として「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」を選んだ人は、自動車盗が6人中3人、車上盗が47人中19人、自動車損壊が67人中33人、バイク盗が17人中6人、自転車盗が177人中50人、不法侵入が38人中21人、不法侵入未遂が28人中13人、強盗等が10人中7人、個人に対する窃盗が34人中14人、暴行・脅迫が22人中9人、クレジットカード情報詐欺が8人中3人、個人情報の悪用が8人中5人、振り込め詐欺が8人中4人、インターネットオークション詐欺が8人中0人、消費者詐欺が11人中8人、ストーカー行為

が6人中1人, DVが3人中1人, 性的事件が5人中1人であった。

3-2-1-2図 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから

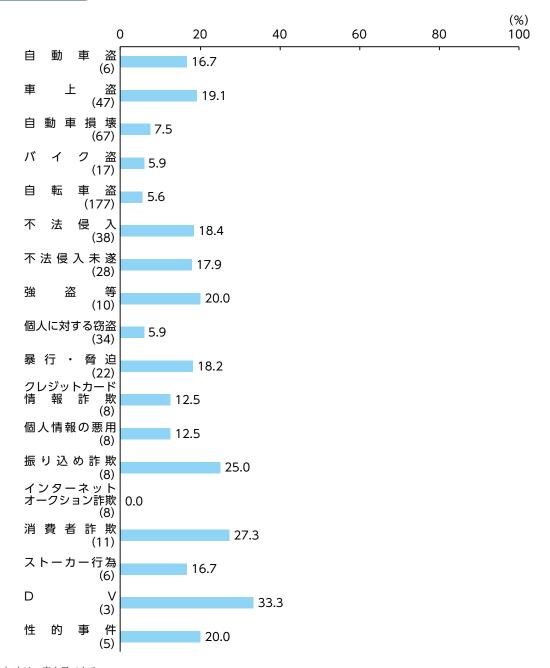


注()内は,実人員である。

3 重大な事件だから

捜査機関へ被害を申告した理由として「重大な事件だから」を選んだ人は、自動車盗が6人中1人、車上盗が47人中9人、自動車損壊が67人中5人、バイク盗が17人中1人、自転車盗が177人中10人、不法侵入が38人中7人、不法侵入未遂が28人中5人、強盗等が10人中2人、個人に対する窃盗が34人中2人、暴行・脅迫が22人中4人、クレジットカード情報詐欺が8人中1人、個人情報の悪用が8人中1人、振り込め詐欺が8人中2人、インターネットオークション詐欺が8人中0人、消費者詐欺が11人中3人、ストーカー行為が6人中1人、DVが3人中1人、性的事件が5人中1人であった。

3-2-1-3図 重大な事件だから



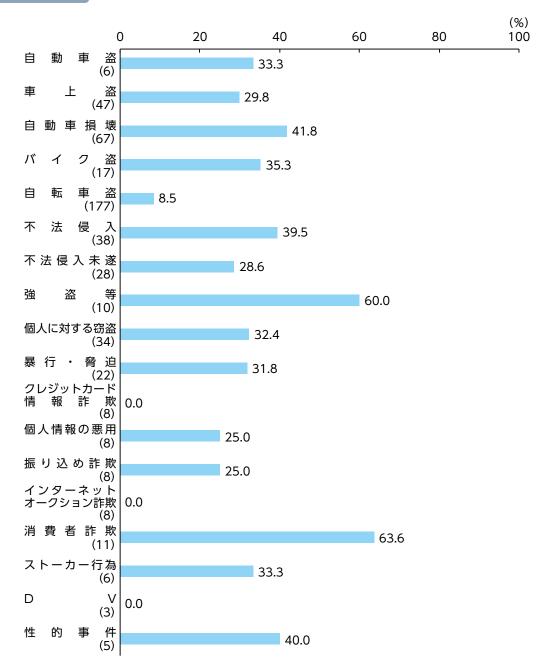
注()内は、実人員である。

4 加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)

捜査機関へ被害を申告した理由として「加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)」を選んだ人は、自動車盗が6人中2人、車上盗が47人中14人、自動車損壊が67人中28人、バイク盗が17人中6人、自転車盗が177人中15人、不法侵入が38人中15人、不法侵入が38人中8人、強盗等が10人中6人、個人に対する窃盗が34人中11人、暴行・脅迫が

22人中7人, クレジットカード情報詐欺が8人中0人, 個人情報の悪用が8人中2人, 振り込め詐欺が8人中2人, インターネットオークション詐欺が8人中0人, 消費者詐欺が11人中7人, ストーカー行為が6人中2人, DVが3人中0人, 性的事件が5人中2人であった。

3-2-1-4図 加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)

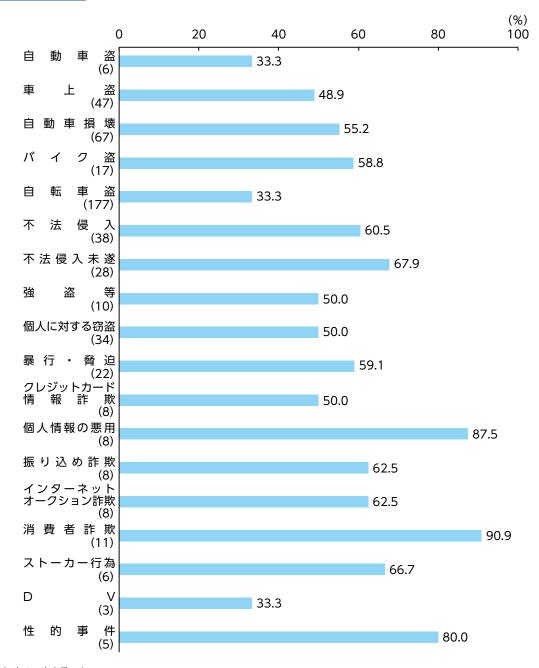


注()内は、実人員である。

5 再発を防ぐため

捜査機関へ被害を申告した理由として「再発を防ぐため」を選んだ人は、自動車盗が6人中2人、車上盗が47人中23人、自動車損壊が67人中37人、バイク盗が17人中10人、自転車盗が177人中59人、不法侵入が38人中23人、不法侵入未遂が28人中19人、強盗等が10人中5人、個人に対する窃盗が34人中17人、暴行・脅迫が22人中13人、クレジットカード情報詐欺が8人中4人、個人情報の悪用が8人中7人、振り込め詐欺が8人中5人、インターネットオークション詐欺が8人中5人、消費者詐欺が11人中10人、ストーカー行為が6人中4人、DVが3人中1人、性的事件が5人中4人であった。

3-2-1-5図 再発を防ぐため



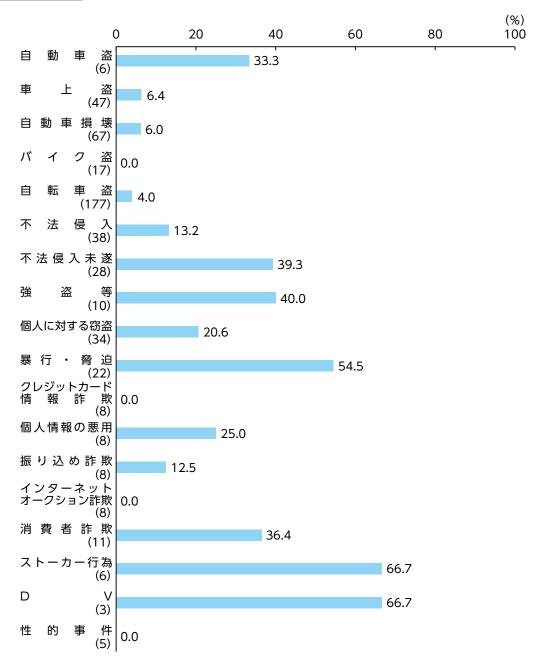
注()内は、実人員である。

6 助けを求めるため

捜査機関へ被害を申告した理由として「助けを求めるため」を選んだ人は、自動車盗が6人中2人、車上盗が47人中3人、自動車損壊が67人中4人、自転車盗が177人中7人、不法侵入が38人中5人、不法侵入未遂が28人中11人、強盗等が10人中4人、個人に対する窃盗が34人中7人、暴行・脅迫が22人中12人、個人情報の悪用が8人中2人、振り込め詐欺が8人

中1人,消費者詐欺が11人中4人,ストーカー行為が6人中4人,DVが3人中2人であったが,これら以外の犯罪被害においては,この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-6図 助けを求めるため



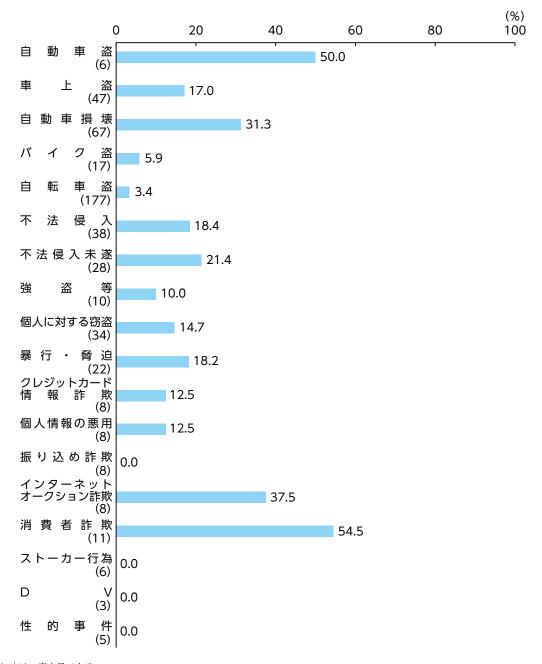
注()内は、実人員である。

7 加害者からの弁償を得るため

捜査機関へ被害を申告した理由として「加害者からの弁償を得るため」を選んだ人は、自動車盗が6人中3人、車上盗が47人中8人、自動車損壊が67人中21人、バイク盗が17人中1人、自転車盗が177人中6人、不法侵入が38人中7人、不法侵入未遂が28人中6人、強盗等が10人中1人、個人に対する窃盗が34人中5人、暴行・脅迫が22人中4人、クレジットカード情報詐欺が8人中1人、個人情報の悪用が8人中1人、インターネットオークション詐欺が8人中3人、消費者詐欺が11人中6人であったが、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-7図 加害者が

加害者からの弁償を得るため



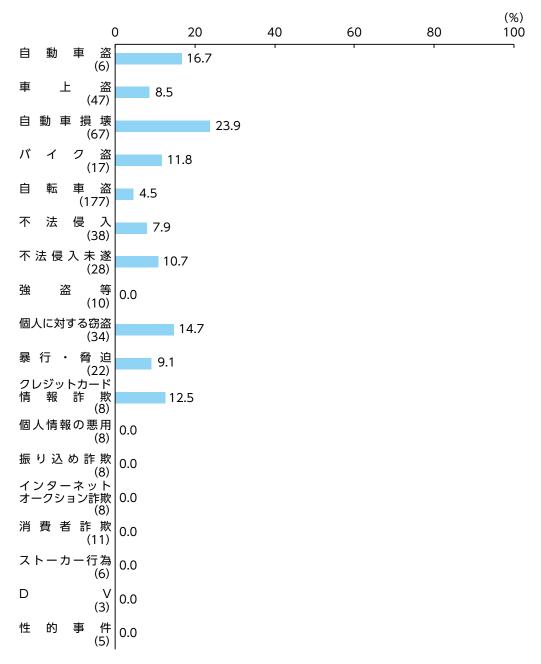
注()内は、実人員である。

8 保険金を得るため (保険金請求のため)

捜査機関へ被害を申告した理由として「保険金を得るため(保険金請求のため)」を選んだ人は、自動車盗が6人中1人、車上盗が47人中4人、自動車損壊が67人中16人、バイク盗が17人中2人、自転車盗が177人中8人、不法侵入が38人中3人、不法侵入未遂が28人中3人、個人に対する窃盗が34人中5人、暴行・脅迫が22人中2人、クレジットカード情報詐欺が8

人中1人であったが、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

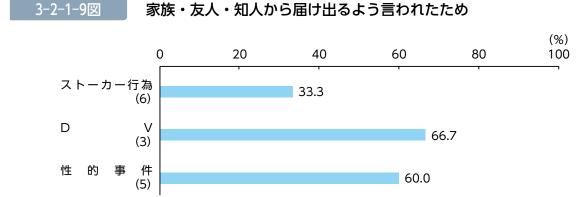
3-2-1-8図 保険金を得るため (保険金請求のため)



注 ()内は,実人員である。

9 家族・友人・知人から届け出るよう言われたため

捜査機関へ被害を申告した理由として「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」 という選択肢を設けたのはストーカー行為,DV及び性的事件だけであるが,この選択肢を選 んだ人は、ストーカー行為が6人中2人,DVが3人中2人,性的事件が5人中3人であった。



注()内は、実人員である。

10 犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため

捜査機関へ被害を申告した理由として「犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため」という選択肢を設けたのは、ストーカー行為、DV及び性的事件だけであるが、いずれについてもこの選択肢を選んだ人はいなかった。

第2節 被害態様別の捜査機関への被害申告理由の分析

本節では、被害態様別に見た捜査機関へ被害を申告した理由を分析する。

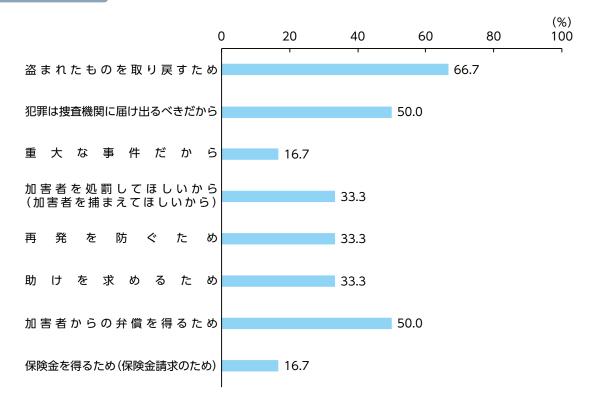
1 自動車関係の被害

自動車盗の被害を捜査機関へ申告したと回答した6人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を挙げた人が4人、「保険金を得るため(保険金請求のため)」が1人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が3人、「重大な事件だから」が1人、「加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)」が2人、「再発を防ぐため」が2人、「助けを求めるため」が2人、「加害者からの弁償を得るため」が3人であった。

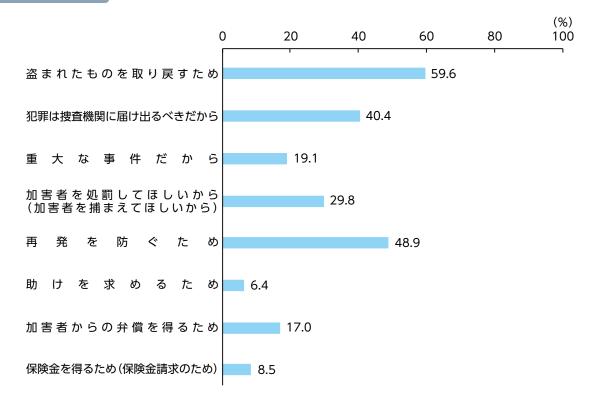
車上盗の被害を捜査機関へ申告したと回答した47人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を挙げた人が28人、「保険金を得るため(保険金請求のため)」が4人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が19人、「重大な事件だから」が9人、「加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)」が14人、「再発を防ぐため」が23人、「助けを求めるため」が3人、「加害者からの弁償を得るため」が8人であった。

自動車損壊の被害を捜査機関へ申告したと回答した67人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「保険金を得るため(保険金請求のため)」を挙げた人が16人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が33人、「重大な事件だから」が5人、「加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)」が28人、「再発を防ぐため」が37人、「助けを求めるため」が4人、「加害者からの弁償を得るため」が21人であった。

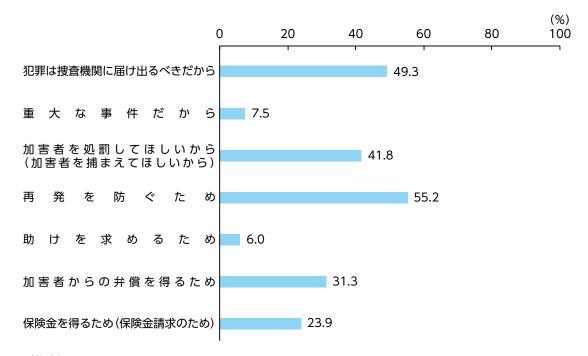
3-2-2-1図 自動車盗 (6)



3-2-2-2図 車上盗 (47)



3-2-2-3図 自動車損壊(67)



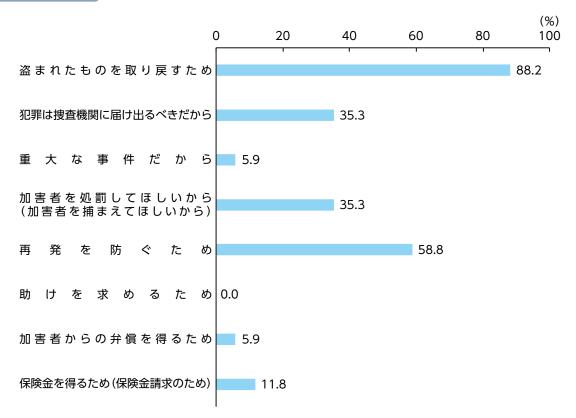
- 注 1 重複計上による。

 - 2 図名の() 内は, 実人員である。 3 車上盗については, 捜査機関に届け出た理由として「分からない」と回答したものを除く。
 - 4 自動車損壊については、捜査機関に届け出た理由として「その他」と回答したものを除く。

2 バイク盗

バイク盗の被害を捜査機関へ申告したと回答した17人のうち,捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を挙げた人が15人と最も多く,他は,「保険金を得るため(保険金請求のため)」が2人,「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が6人,「重大な事件だから」が1人,「加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)」が6人,「再発を防ぐため」が10人,「助けを求めるため」が0人,「加害者からの弁償を得るため」が1人であった。

3-2-2-4図 バイク盗(17)

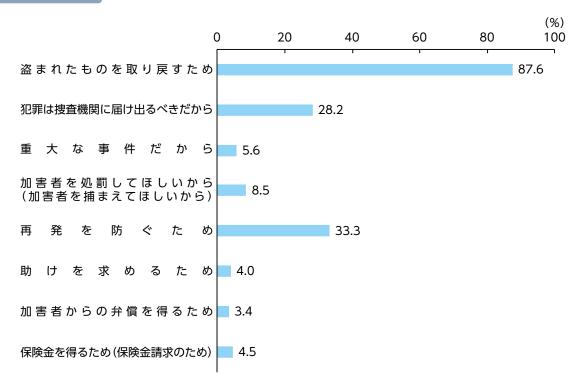


- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。

3 自転車盗

自転車盗の被害を捜査機関へ申告したと回答した177人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を挙げた人が155人と突出して多く、他は、「保険金を得るため(保険金請求のため)」が8人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が50人、「重大な事件だから」が10人、「加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)」が15人、「再発を防ぐため」が59人、「助けを求めるため」が7人、「加害者からの弁償を得るため」が6人であった。

3-2-2-5図 自転車盗 (177)

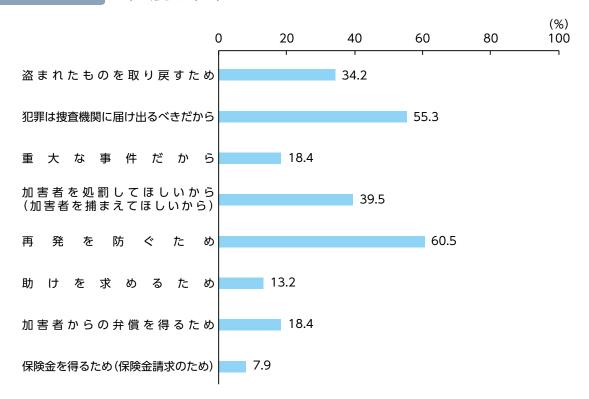


- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。
 - 3 捜査機関に届け出た理由として「その他」と回答したものを除く。

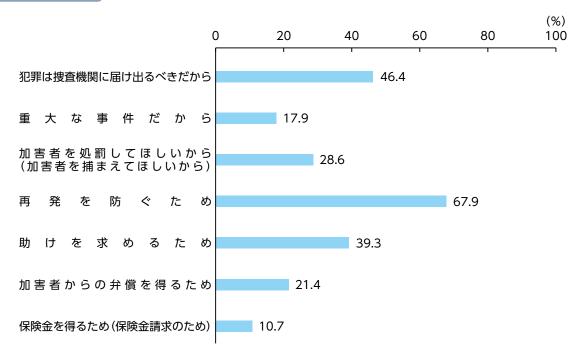
4 不法侵入・不法侵入未遂

不法侵入の被害を捜査機関へ申告したと回答した38人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を挙げた人が13人、「保険金を得るため(保険金請求のため)」が3人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が21人、「重大な事件だから」が7人、「加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)」が15人、「再発を防ぐため」が23人、「助けを求めるため」が5人、「加害者からの弁償を得るため」が7人であった。不法侵入未遂の被害を捜査機関へ申告したと回答した28人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「保険金を得るため(保険金請求のため)」を挙げた人が3人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が13人、「重大な事件だから」が5人、「加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)」が8人、「再発を防ぐため」が19人、「助けを求めるため」が11人、「加害者からの弁償を得るため」が6人であった。

3-2-2-6図 不法侵入 (38)



3-2-2-7図 不法侵入未遂 (28)



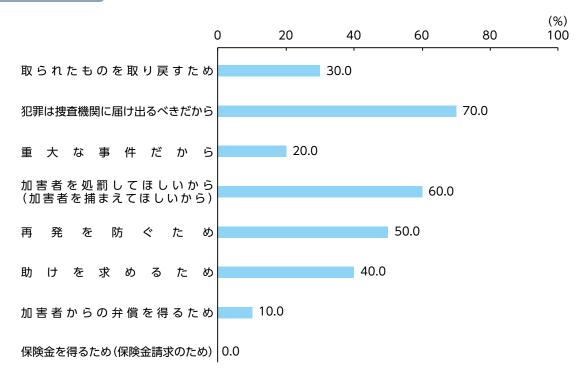
- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。
 - 3 不法侵入については、捜査機関に届け出た理由として「分からない」と回答したものを除く。
 - 4 不法侵入未遂については、捜査機関に届け出た理由として「その他」と回答したものを除く。

5 強盗等及び個人に対する窃盗

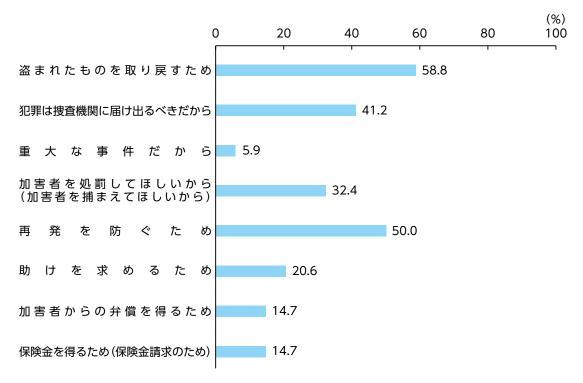
強盗等(強盗・恐喝・ひったくり)の被害を捜査機関へ申告したと回答した10人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「取られたものを取り戻すため」を挙げた人が3人、「保険金を得るため(保険金請求のため)」が0人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が7人、「重大な事件だから」が2人、「加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)」が6人、「再発を防ぐため」が5人、「助けを求めるため」が4人、「加害者からの弁償を得るため」が1人であった。

個人に対する窃盗の被害を捜査機関へ申告したと回答した34人のうち,捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を挙げた人が20人,「保険金を得るため(保険金請求のため)」が5人,「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が14人,「重大な事件だから」が2人,「加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)」が11人,「再発を防ぐため」が17人,「助けを求めるため」が15人であった。

3-2-2-8図 強盗等(10)



3-2-2-9図 個人に対する窃盗(34)

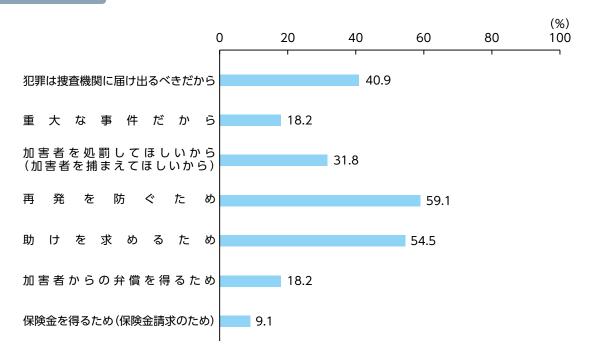


- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。
 - 3 捜査機関に届け出た理由として「その他」と回答したものを除く。

6 暴行・脅迫

暴行・脅迫の被害を捜査機関へ申告したと回答した22人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「保険金を得るため(保険金請求のため)」を挙げた人が2人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が9人、「重大な事件だから」が4人、「加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)」が7人、「再発を防ぐため」が13人、「助けを求めるため」が12人、「加害者からの弁償を得るため」が4人であった。

3-2-2-10図 暴行・脅迫(22)



- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。
 - 3 捜査機関に届け出た理由として「その他」と回答したものを除く。

7 各種詐欺・個人情報の悪用

クレジットカード情報詐欺の被害を捜査機関へ申告したと回答した8人のうち,捜査機関へ被害を申告した理由として「被害を取り戻すため」を挙げた人が3人,「保険金を得るため(保険金請求のため)」が1人,「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が3人,「重大な事件だから」が1人,「加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)」が0人,「再発を防ぐため」が4人,「助けを求めるため」が0人,「加害者からの弁償を得るため」が1人であった。

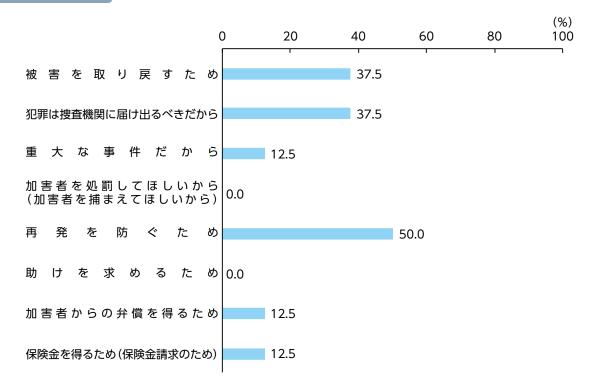
個人情報の悪用の被害を捜査機関へ申告したと回答した8人のうち、捜査機関へ被害を申告

した理由として「被害を取り戻すため」を挙げた人が3人、「保険金を得るため(保険金請求のため)」が0人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が5人、「重大な事件だから」が1人、「加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)」が2人、「再発を防ぐため」が7人、「助けを求めるため」が2人、「加害者からの弁償を得るため」が1人であった。振り込め詐欺の被害を捜査機関へ申告したと回答した8人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「被害を取り戻すため」を挙げた人が2人、「保険金を得るため(保険金請求のため)」が0人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が4人、「重大な事件だから」が2人、「加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)」が2人、「再発を防ぐため」が5人、「助けを求めるため」が1人、「加害者からの弁償を得るため」が0人であった。

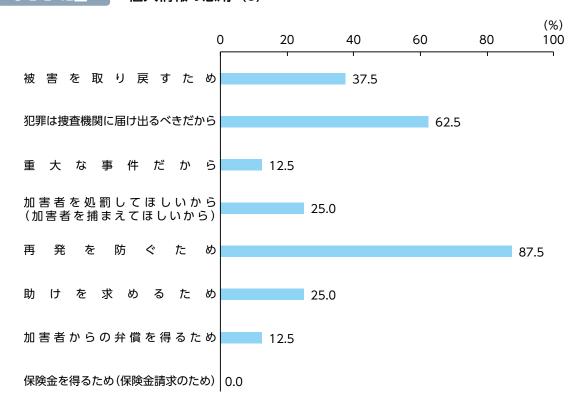
インターネットオークション詐欺の被害を捜査機関へ申告したと回答した8人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「被害を取り戻すため」を挙げた人が5人、「再発を防ぐため」が5人、「加害者からの弁償を得るため」が3人であったが、これら以外の理由(「その他」を除く。)を選んだ人はいなかった。

消費者詐欺の被害を捜査機関へ申告したと回答した11人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「被害を取り戻すため」を挙げた人が8人、「保険金を得るため(保険金請求のため)」が0人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が8人、「重大な事件だから」が3人、「加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)」が7人、「再発を防ぐため」が10人、「助けを求めるため」が4人、「加害者からの弁償を得るため」が6人であった。

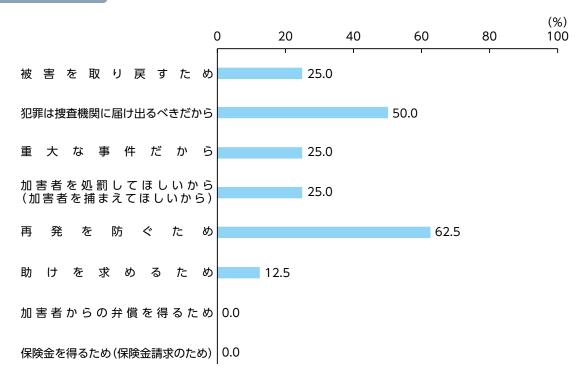
3-2-2-11図 クレジットカード情報詐欺(8)



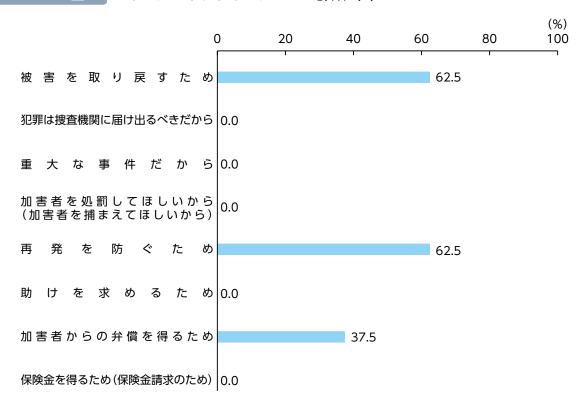
3-2-2-12図 個人情報の悪用(8)



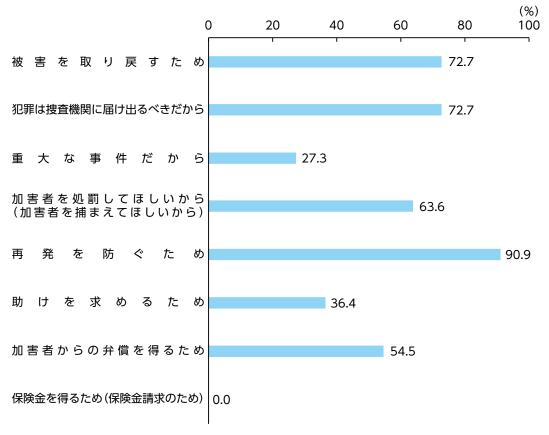
3-2-2-13図 振り込め詐欺(8)



3-2-2-14図 インターネットオークション詐欺(8)



3-2-2-15図 消費者詐欺(11)



- 注 1 重複計上による。

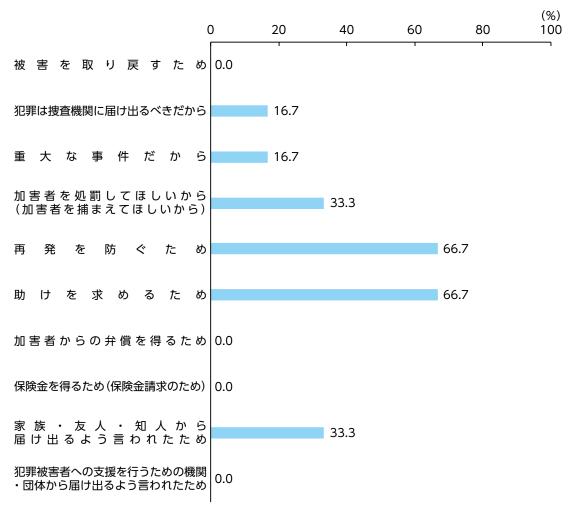
 - 2 図名の() 内は、実人員である。 3 クレジットカード情報詐欺、振り込め詐欺、インターネットオークション詐欺及び消費者詐欺については、捜査機関に届け出た理由として「その他」と回答したものを除く。

8 ストーカー行為

ストーカー行為の被害を捜査機関へ申告したと回答した6人のうち,捜査機関へ被害を申告した理由として「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」を挙げた人が1人,「重大な事件だから」が1人,「加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)」が2人,「再発を防ぐため」が4人,「助けを求めるため」が4人,「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」が2人であったが,これら以外の理由を選んだ人はいなかった。

なお、捜査機関へ被害を申告した理由の選択肢として「家族・友人・知人から届け出るよう 言われたため」と「犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたた め」を設けているのは、ストーカー行為、DV及び性的事件のみである。

3-2-2-16図 ストーカー行為(6)

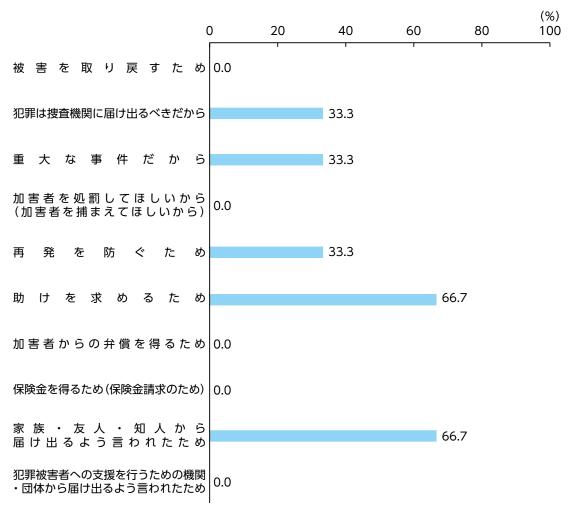


- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。

9 DV

DVの被害を捜査機関へ申告したと回答した3人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」を挙げた人が1人、「重大な事件だから」が1人、「再発を防ぐため」が1人、「助けを求めるため」が2人、「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」が2人であったが、これら以外の理由を選んだ人はいなかった。



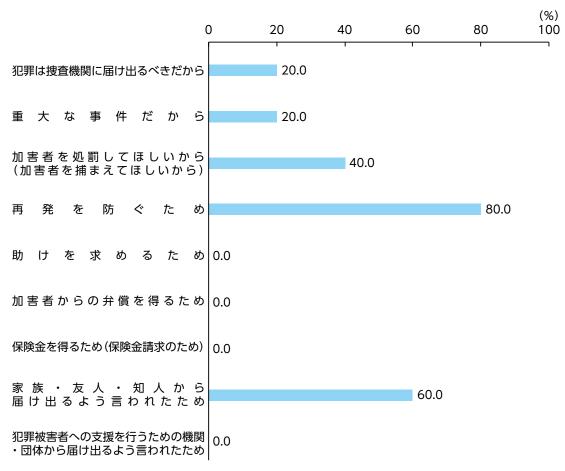


- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。

10 性的事件

性的事件の被害を捜査機関へ申告したと回答した5人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」を挙げた人が1人、「重大な事件だから」が1人、「加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)」が2人、「再発を防ぐため」が4人、「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」が3人であったが、これら以外の理由を選んだ人はいなかった。

3-2-2-18図 性的事件(5)



- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。

第3章 犯罪被害を申告しなかった理由

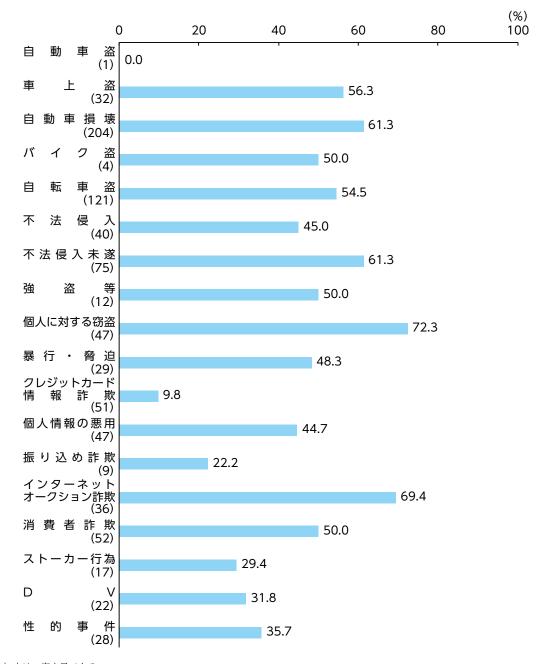
第1節 犯罪被害不申告の理由別分析

本節では、捜査機関へ被害を申告しなかった理由別に、被害の種類ごとの特徴を分析する。

1 それほど重大ではない(損失がない,大したことではない)

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」を選んだ人は、自動車盗が1人中0人、車上盗が32人中18人、自動車損壊が204人中125人、バイク盗が4人中2人、自転車盗が121人中66人、不法侵入が40人中18人、不法侵入未遂が75人中46人、強盗等が12人中6人、個人に対する窃盗が47人中34人、暴行・脅迫が29人中14人、クレジットカード情報詐欺が51人中5人、個人情報の悪用が47人中21人、振り込め詐欺が9人中2人、インターネットオークション詐欺が36人中25人、消費者詐欺が52人中26人、ストーカー行為が17人中5人、DVが22人中7人、性的事件が28人中10人であった。

3-3-1-1図 それほど重大ではない(損失がない,大したことではない)

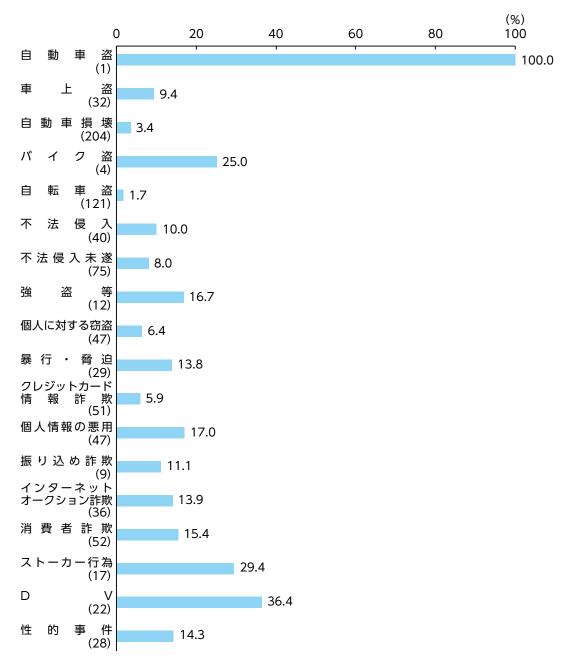


注()内は、実人員である。

2 自分で解決した(加害者を知っていた)

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「自分で解決した(加害者を知っていた)」を 選んだ人は、自動車盗が1人中1人、車上盗が32人中3人、自動車損壊が204人中7人、バイク盗が4人中1人、自転車盗が121人中2人、不法侵入が40人中4人、不法侵入未遂が75人中6人、強盗等が12人中2人、個人に対する窃盗が47人中3人、暴行・脅迫が29人中4人、 クレジットカード情報詐欺が51人中3人,個人情報の悪用が47人中8人,振り込め詐欺が9人中1人,インターネットオークション詐欺が36人中5人,消費者詐欺が52人中8人,ストーカー行為が17人中5人,DVが22人中8人,性的事件が28人中4人であった。

3-3-1-2図 自分で解決した(加害者を知っていた)



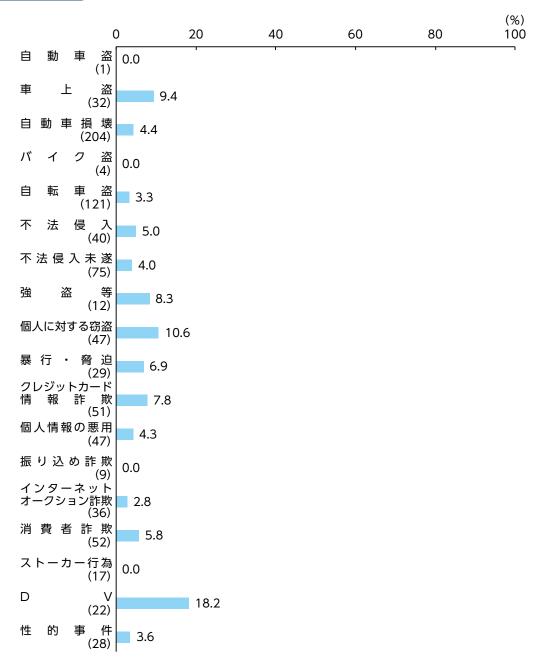
注()内は、実人員である。

3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)」を選んだ人は、車上盗が32人中3人、自動車損壊が204人中9人、自転車盗が121人中4人、不法侵入が40人中2人、不法侵入未遂が75人中3人、強盗等が12人中1人、個人に対する窃盗が47人中5人、暴行・脅迫が29人中2人、クレジットカード情報詐欺が51人中4人、個人情報の悪用が47人中2人、インターネットオークション詐欺が36人中1人、消費者詐欺が52人中3人、DVが22人中4人、性的事件が28人中1人であったが、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

なお、回答の選択肢は、犯罪被害態様の違いを考慮して、クレジットカード情報詐欺、個人情報悪用、振り込め詐欺、インターネットオークション詐欺及び消費者詐欺については「捜査機関には向かない問題だった(捜査機関は必要ない)」としている。

3-3-1-3図 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)



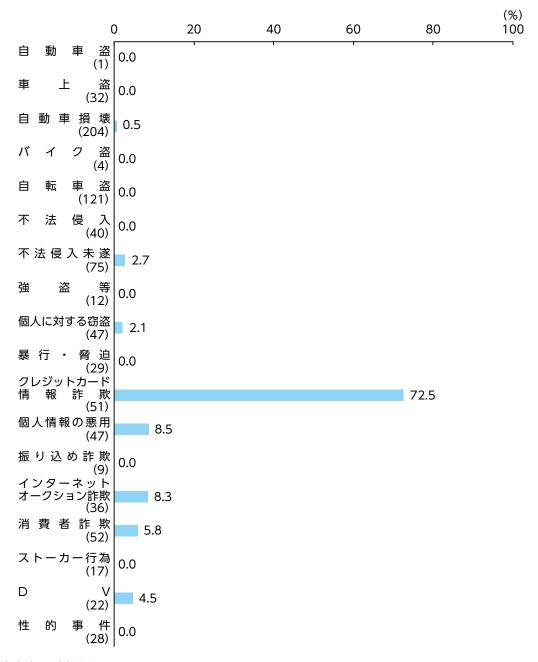
注()内は、実人員である。

4 代わりに別の機関に知らせた

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「代わりに別の機関に知らせた」を選んだ人は、自動車損壊が204人中1人、不法侵入未遂が75人中2人、個人に対する窃盗が47人中1人、個人情報の悪用が47人中4人、インターネットオークション詐欺が36人中3人、消費者詐欺が52人中3人、DVが22人中1人であったが、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

なお、クレジットカード情報詐欺については、捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「代わりに別の機関に知らせた」という選択肢ではなく、「カード会社に知らせた(カード会社が対応した)」と「代わりに別の機関(カード会社を除く。)に知らせた」の2つに選択肢を分けたところ、捜査機関へクレジットカード情報詐欺の被害を申告しなかった51人のうち「カード会社に知らせた(カード会社が対応した)」が36人、「代わりに別の機関(カード会社を除く。)に知らせた」が1人であり、両者を合わせると他の犯罪被害と比較して突出して高い比率となっている。

3-3-1-4図 代わりに別の機関に知らせた

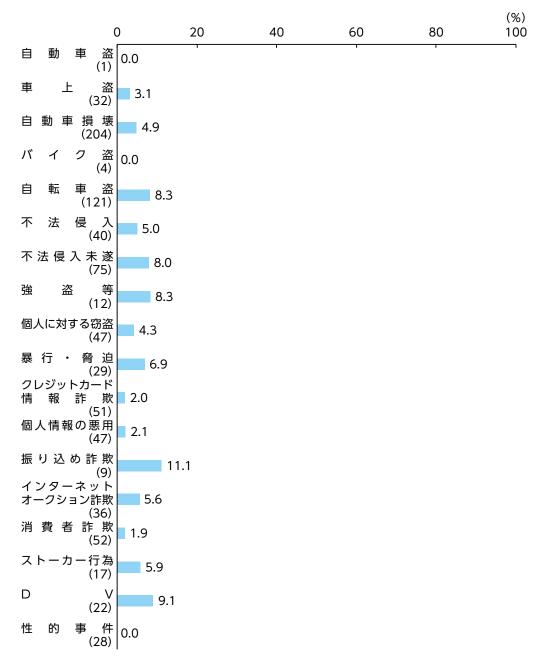


注 1 () 内は,実人員である。 2 「クレジットカード情報詐欺」については,被害をクレジットカード会社に連絡した場合を含む。

5 家族が解決した

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「家族が解決した」を選んだ人は、自動車盗が 1人中0人、車上盗が32人中1人、自動車損壊が204人中10人、バイク盗が4人中0人、自 転車盗が121人中10人、不法侵入が40人中2人、不法侵入未遂が75人中6人、強盗等が12人 中1人,個人に対する窃盗が47人中2人,暴行・脅迫が29人中2人,クレジットカード情報 詐欺が51人中1人,個人情報の悪用が47人中1人,振り込め詐欺が9人中1人,インターネットオークション詐欺が36人中2人,消費者詐欺が52人中1人,ストーカー行為が17人中1人, DVが22人中2人,性的事件が28人中0人であった。

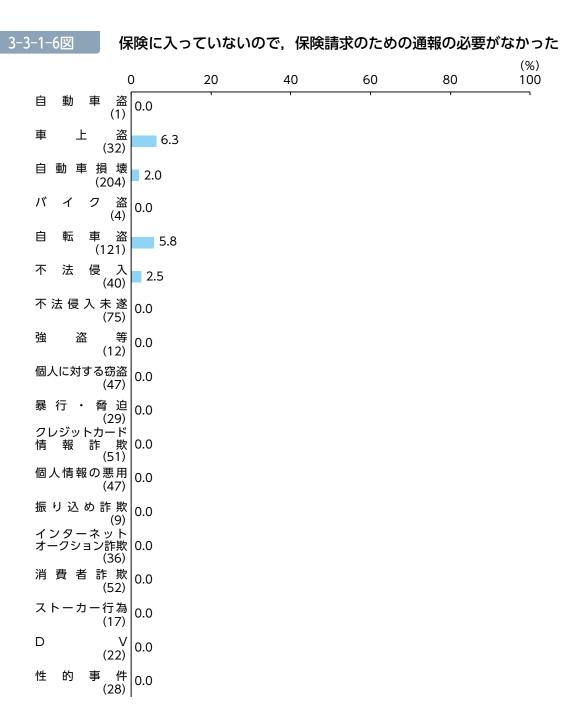
3-3-1-5図 家族が解決した



注()内は、実人員である。

6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」を選んだ人は、車上盗が32人中2人、自動車損壊が204人中4人、自転車盗が121人中7人、不法侵入が40人中1人であったが、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。



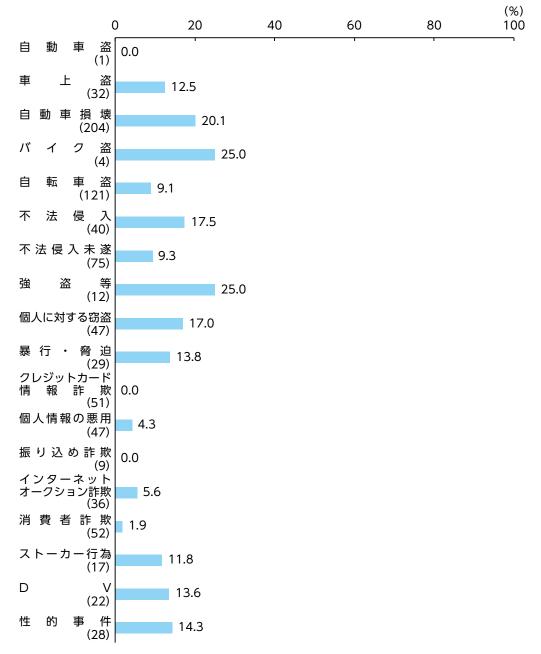
注()内は、実人員である。

7 捜査機関は何もできない(証拠がない)

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関は何もできない(証拠がない)」を選んだ人は、自動車盗が1人中0人、車上盗が32人中4人、自動車損壊が204人中41人、バイク盗が4人中1人、自転車盗が121人中11人、不法侵入が40人中7人、不法侵入未遂が75人中7人、強盗等が12人中3人、個人に対する窃盗が47人中8人、暴行・脅迫が29人中4人、クレジットカード情報詐欺が51人中0人、個人情報の悪用が47人中2人、振り込め詐欺が9人中0人、インターネットオークション詐欺が36人中2人、消費者詐欺が52人中1人、ストーカー行為が17人中2人、DVが22人中3人、性的事件が28人中4人であった。

3-3-1-7図

捜査機関は何もできない(証拠がない)



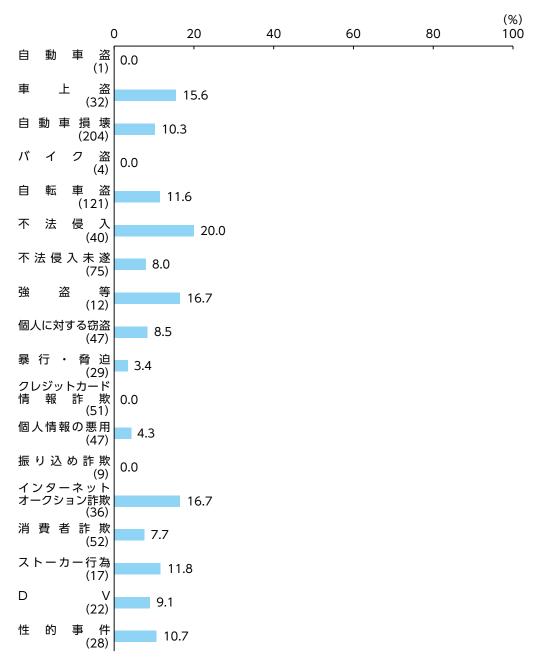
注()内は、実人員である。

8 捜査機関は何もしてくれない

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関は何もしてくれない」を選んだ人は、車上盗が32人中5人、自動車損壊が204人中21人、自転車盗が121人中14人、不法侵入が40人中8人、不法侵入未遂が75人中6人、強盗等が12人中2人、個人に対する窃盗が47人中4人、暴行・脅迫が29人中1人、個人情報の悪用が47人中2人、インターネットオークション詐欺

が36人中6人,消費者詐欺が52人中4人,ストーカー行為が17人中2人,DVが22人中2人,性的事件が28人中3人であったが,これら以外の犯罪被害においては,この理由を選んだ人はいなかった。

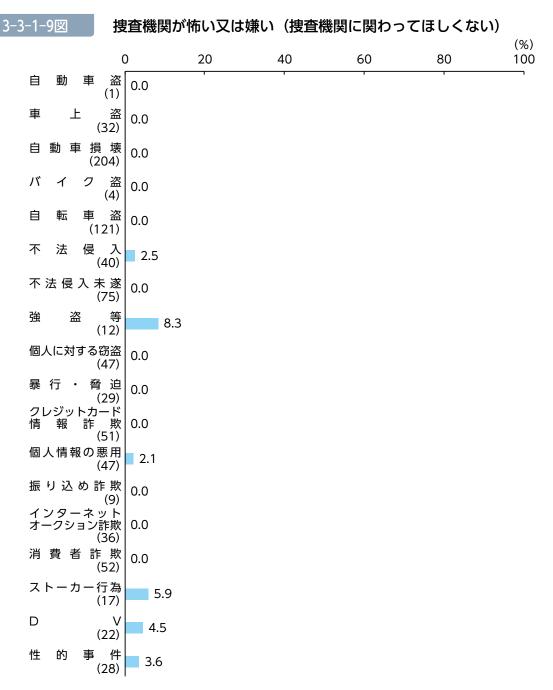
3-3-1-8図 捜査機関は何もしてくれない



注()内は、実人員である。

9 捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)」を選んだ人は、不法侵入が40人中1人、強盗等が12人中1人、個人情報の悪用が47人中1人、ストーカー行為が17人中1人、DVが22人中1人、性的事件が28人中1人であったが、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

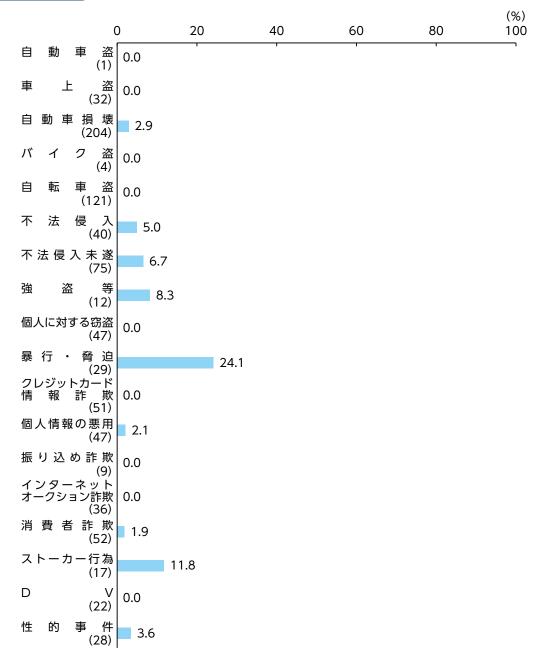


注()内は、実人員である。

10 仕返しのおそれからあえて届け出ない

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「仕返しのおそれからあえて届け出ない」を選んだ人は、暴行・脅迫が24.1%(29人中7人)であり、最も高い比率を占めている。他は、自動車損壊が204人中6人、不法侵入が40人中2人、不法侵入未遂が75人中5人、強盗等が12人中1人、個人情報の悪用が47人中1人、消費者詐欺が52人中1人、ストーカー行為が17人中2人、性的事件が28人中1人であったが、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-10図 仕返しのおそれからあえて届け出ない



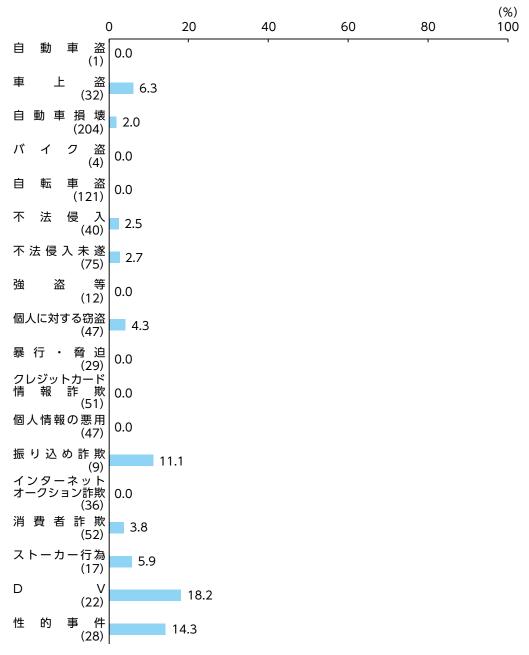
注()内は、実人員である。

11 被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」を選んだ人は、DVが18.2%(22人中4人)、性的事件が14.3%(28人中4人)であり、高い比率を占めている。他は、車上盗が32人中2人、自動車損壊が204人中4人、不法侵入が40人中1人、不法侵入未遂が75人中2人、個人に対する窃盗が47人中

2人,振り込め詐欺が9人中1人,消費者詐欺が52人中2人,ストーカー行為が17人中1人であったが,これら以外の犯罪被害においては,この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-11図 被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)



注()内は,実人員である。

12 加害者の処罰を望まなかった

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「加害者の処罰を望まなかった」という選択肢 を設けたのはストーカー行為,DV及び性的事件だけである。この選択肢を選んだ人は,ストー カー行為では全くいなかった(17人中0人)が、DVが31.8%(22人中7人)と最も高い比 率を占め、次いで性的事件の10.7% (28人中3人) であった。

3-3-1-12図 加害者の処罰を望まなかった (%) 0 100 20 40 60 80 ストーカー行為 D 31.8 (22)性 件

注()内は、実人員である。

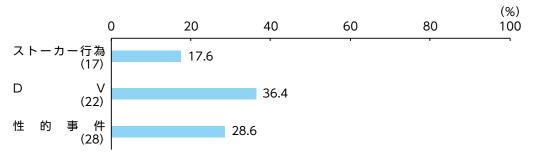
(28)

13 どうしたらよいのか分からなかった(被害を届け出る方法が分からなかった)

10.7

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「どうしたらよいのか分からなかった(被害を 届け出る方法が分からなかった)」という選択肢を設けたのはストーカー行為、DV及び性的 事件だけである。この選択肢を選んだ人は、DVが36.4%(22人中8人)と最も高い比率で あり、次いで、性的事件の28.6%(28人中8人)、ストーカー行為の17.6%(17人中3人) の順であった。

3-3-1-13図 どうしたらよいのか分からなかった(被害を届け出る方法が分からなかった)



注()内は、実人員である。

第2節 被害態様別の被害不申告理由の分析

本節では、被害態様別に見た捜査機関へ被害を申告しなかった理由を分析する。

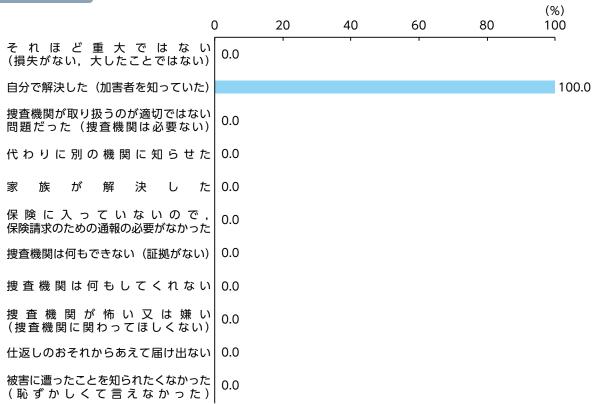
1 自動車関係の被害

自動車盗の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答したのは1人で、被害を申告しなかった 理由として「自分で解決した(加害者を知っていた)」を挙げるのみであり、これ以外の理由 は選択しなかった。

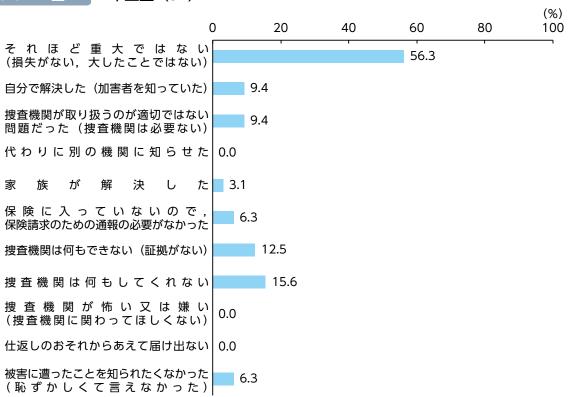
車上盗の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した32人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」を挙げた人が18人と突出して多かった。これ以外の理由としては、「自分で解決した(加害者を知っていた)」が3人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)」が3人、「代わりに別の機関に知らせた」が0人、「家族が解決した」が1人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」が2人、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が4人、「捜査機関は何もしてくれない」が5人、「捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)」が0人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が0人、「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」が2人であった。

自動車損壊の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した204人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」を挙げた人が125人と突出して多かった。これ以外の理由としては、「自分で解決した(加害者を知っていた)」が7人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)」が9人、「代わりに別の機関に知らせた」が1人、「家族が解決した」が10人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」が4人、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が41人、「捜査機関は何もしてくれない」が21人、「捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)」が0人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が6人、「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」が4人であった。

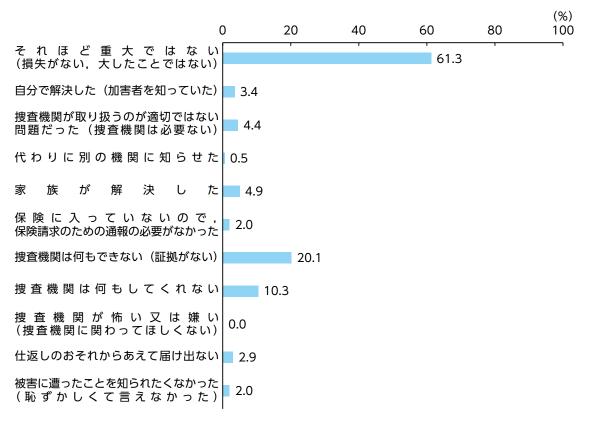
3-3-2-1図 自動車盗(1)



3-3-2-2図 車上盗 (32)



3-3-2-3図 自動車損壊 (204)

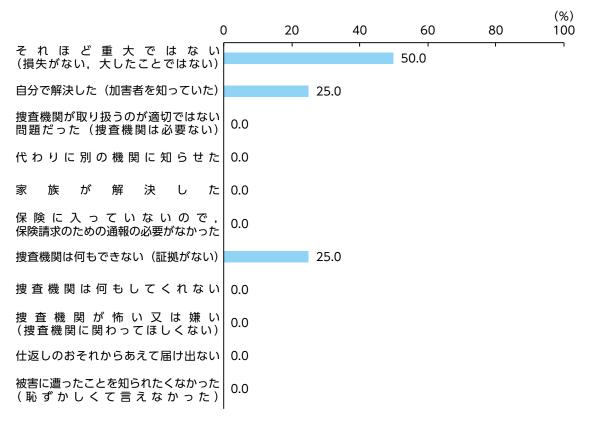


- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。
 - 3 車上盗及び自動車損壊については、捜査機関に届け出なかった理由として「その他」又は「分からない」と回答したものを除く。

2 バイク盗

バイク盗の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した4人のうち、被害を申告しなかった 理由として「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」を挙げた人が2人、 「自分で解決した(加害者を知っていた)」が1人、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」 が1人であったが、これら以外の理由(「その他」及び「分からない」を除く。)を選んだ人は いなかった。

3-3-2-4図 バイク盗(4)

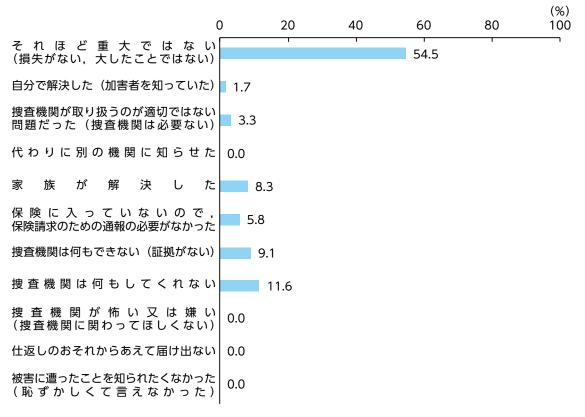


- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。
 - 3 捜査機関に届け出なかった理由として「その他」又は「分からない」と回答したものを除く。

3 自転車盗

自転車盗の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した121人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」を挙げた人が66人と突出して多かった。これ以外の理由としては、「自分で解決した(加害者を知っていた)」が2人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)」が4人、「家族が解決した」が10人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」が7人、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が11人、「捜査機関は何もしてくれない」が14人であったが、これら以外の理由(「その他」及び「分からない」を除く。)を選んだ人はいなかった。

3-3-2-5図 自転車盗(121)



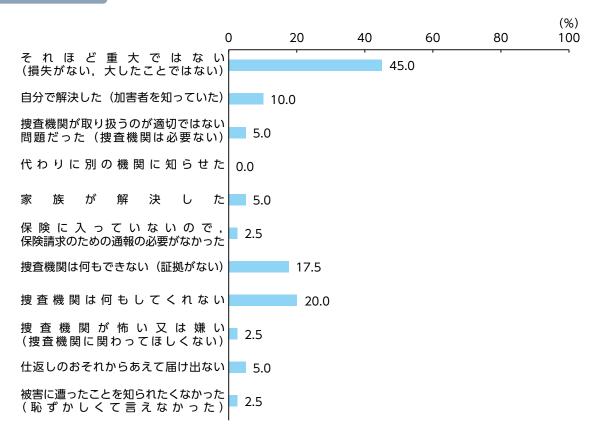
- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。
 - 3 捜査機関に届け出なかった理由として「その他」又は「分からない」と回答したものを除く。

4 不法侵入・不法侵入未遂

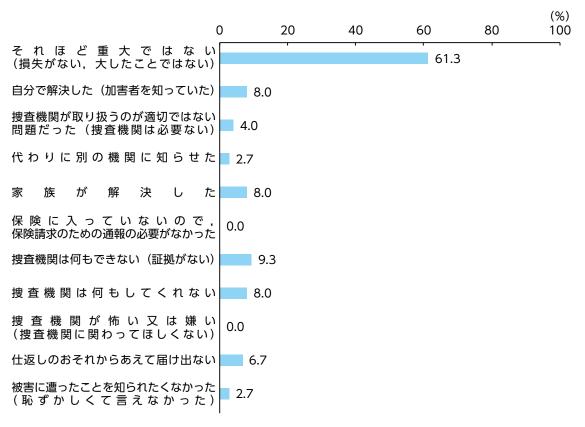
不法侵入の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した40人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」を挙げた人が18人と突出して多かった。これ以外の理由としては、「自分で解決した(加害者を知っていた)」が4人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)」が2人、「代わりに別の機関に知らせた」が0人、「家族が解決した」が2人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」が1人、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が7人、「捜査機関は何もしてくれない」が8人、「捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)」が1人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が2人、「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」が1人であった。

不法侵入未遂の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した人は75人いたが、被害を捜査 機関へ申告しなかった理由について不法侵入の被害者と同様の傾向を示しており、「それほど 重大ではない(損失がない,大したことではない)」を挙げた人が46人と突出して多かった。これ以外の理由としては,「自分で解決した(加害者を知っていた)」が6人,「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)」が3人,「代わりに別の機関に知らせた」が2人,「家族が解決した」が6人,「保険に入っていないので,保険請求のための通報の必要がなかった」が0人,「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が7人,「捜査機関は何もしてくれない」が6人,「捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)」が0人,「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が5人,「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」が2人であった。

3-3-2-6図 不法侵入 (40)



3-3-2-7図 不法侵入未遂 (75)



- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。
 - 3 不法侵入については、捜査機関に届け出なかった理由として「その他」又は「分からない」と回答したものを除く。
 - 4 不法侵入未遂については、捜査機関に届け出なかった理由として「その他」と回答したものを除く。

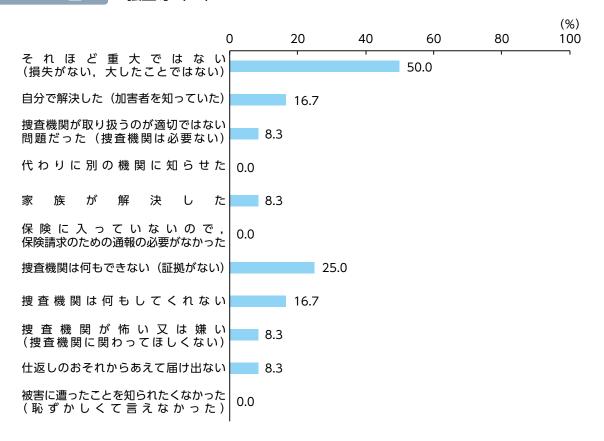
5 強盗等及び個人に対する窃盗

強盗等(強盗・恐喝・ひったくり)の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した12人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」を挙げた人が6人、「自分で解決した(加害者を知っていた)」が2人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)」が1人、「代わりに別の機関に知らせた」が0人、「家族が解決した」が1人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」が0人、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が3人、「捜査機関は何もしてくれない」が2人、「捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)」が1人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が1人、「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」が0人であった。

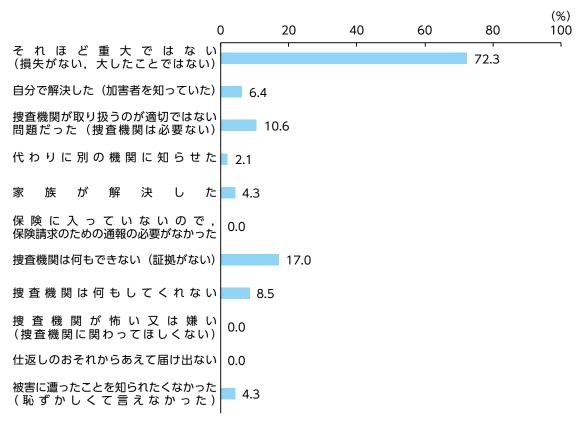
個人に対する窃盗の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した47人のうち、被害を申告

しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない,大したことではない)」を挙げた人が34人と突出して多かった。これ以外の理由としては,「自分で解決した(加害者を知っていた)」が3人,「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)」が5人,「代わりに別の機関に知らせた」が1人,「家族が解決した」が2人,「保険に入っていないので,保険請求のための通報の必要がなかった」が0人,「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が8人,「捜査機関は何もしてくれない」が4人,「捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)」が0人,「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が0人,「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」が2人であった。

3-3-2-8図 強盗等 (12)



3-3-2-9図 個人に対する窃盗(47)

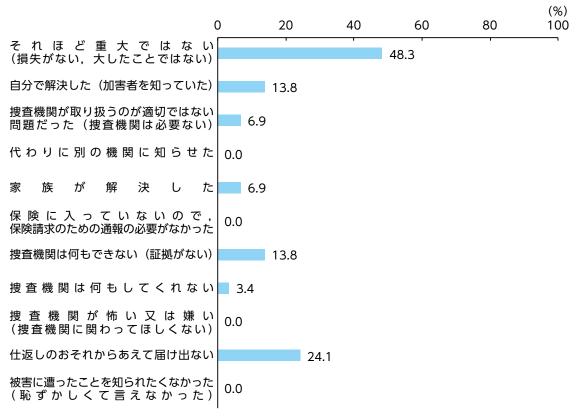


- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。
 - 3 捜査機関に届け出なかった理由として「その他」と回答したものを除く。

6 暴行・脅迫

暴行・脅迫の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した29人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」を挙げた人が14人と半数近くを占めた。他は、「自分で解決した(加害者を知っていた)」が4人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)」が2人、「家族が解決した」が2人、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が4人、「捜査機関は何もしてくれない」が1人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が7人であったが、これら以外の理由(「その他」及び「分からない」を除く。)を選んだ人はいなかった。

3-3-2-10図 暴行・脅迫 (29)



- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。
 - 3 捜査機関に届け出なかった理由として「その他」又は「分からない」と回答したものを除く。

7 各種詐欺・個人情報の悪用

クレジットカード情報詐欺の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した51人のうち、被害を申告しなかった理由として「カード会社に知らせた(カード会社が対応した)」を挙げた人が36人と突出して多かった。他は、「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」が5人、「自分で解決した(加害者を知っていた)」が3人、「捜査機関には向かない問題だった(捜査機関は必要ない)」が4人、「代わりに別の機関(カード会社を除く。)に知らせた」が1人、「家族が解決した」が1人であったが、これら以外の理由(「その他」を除く。)を選んだ人はいなかった。

個人情報の悪用の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した47人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」を挙げた人が21人と最も多かった。他は、「自分で解決した(加害者を知っていた)」が8人、「捜査機関には向かない問題だった(捜査機関は必要ない)」が2人、「代わりに別の機関に知らせた」

が4人、「家族が解決した」が1人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」が0人、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が2人、「捜査機関は何もしてくれない」が2人、「捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)」が1人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が1人、「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」が0人であった。

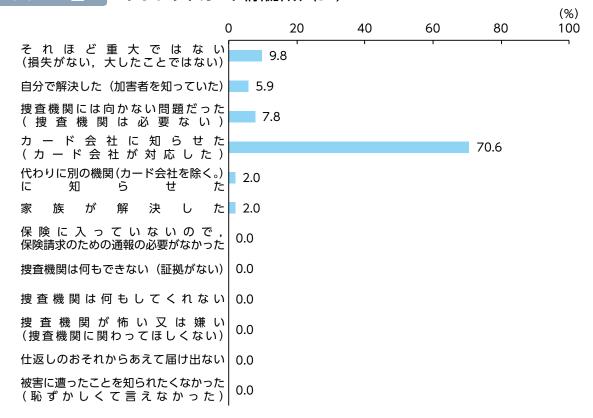
振り込め詐欺の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した9人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」を挙げた人が2人、「自分で解決した (加害者を知っていた)」が1人、「家族が解決した」が1人、「被害に遭ったことを知られたくなかった (恥ずかしくて言えなかった)」が1人であったが、これら以外の理由(「その他」を除く。)を選んだ人はいなかった。

インターネットオークション詐欺の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した36人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」を挙げた人が25人と突出して多かった。他は、「自分で解決した(加害者を知っていた)」が5人、「捜査機関には向かない問題だった(捜査機関は必要ない)」が1人、「代わりに別の機関に知らせた」が3人、「家族が解決した」が2人、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が2人、「捜査機関は何もしてくれない」が6人であったが、これら以外の理由(「その他」を除く。)を選んだ人はいなかった。

消費者詐欺の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した52人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」を挙げた人が26人と突出して多かった。これ以外の理由としては、「自分で解決した(加害者を知っていた)」が8人、「捜査機関には向かない問題だった(捜査機関は必要ない)」が3人、「代わりに別の機関に知らせた」が3人、「家族が解決した」が1人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」が0人、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が1人、「捜査機関は何もしてくれない」が4人、「捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)」が0人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が1人、「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」が2人であった。

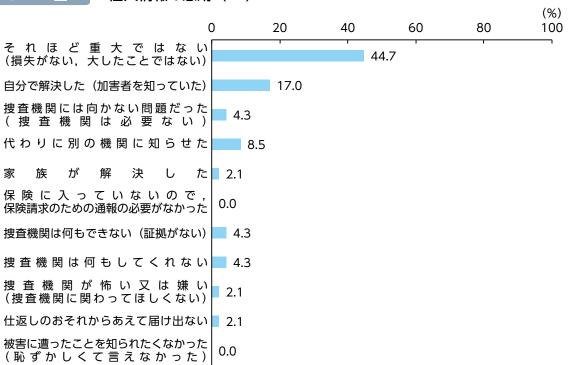
3-3-2-11図

クレジットカード情報詐欺(51)

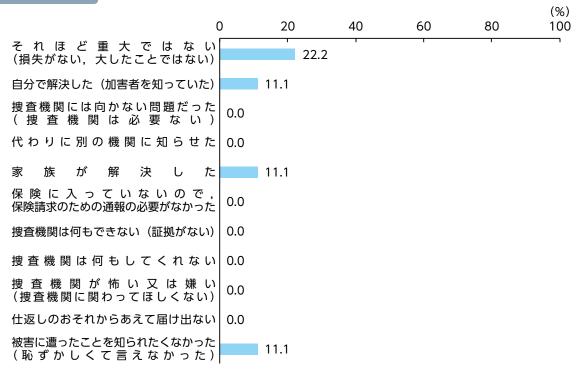


3-3-2-12図

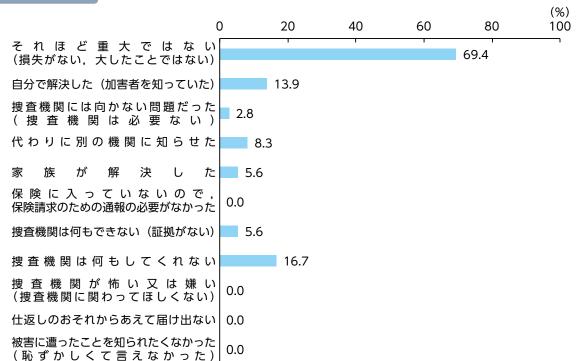
個人情報の悪用(47)



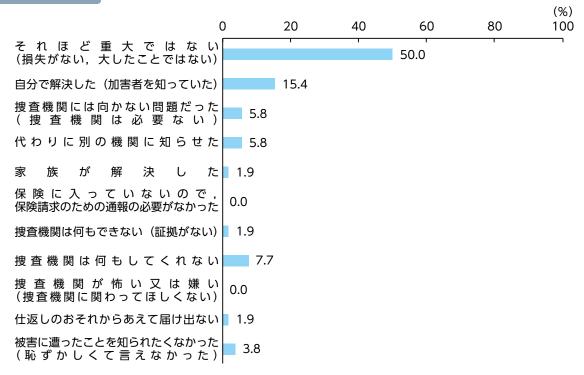
3-3-2-13図 振り込め詐欺 (9)



3-3-2-14図 インターネットオークション詐欺 (36)



3-3-2-15図 消費者詐欺 (52)

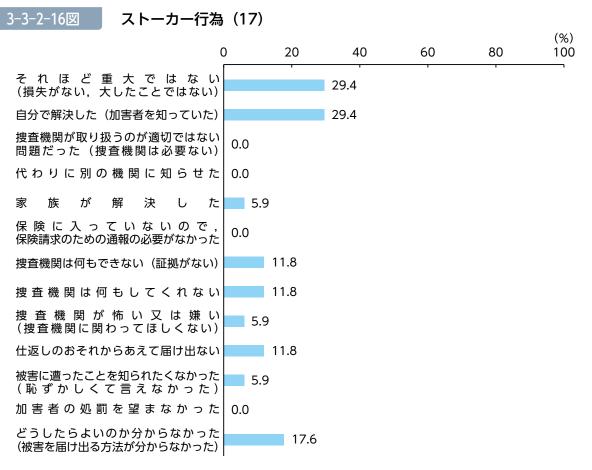


- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。
 - 3 捜査機関に届け出なかった理由として「その他」と回答したものを除く。

8 ストーカー行為

ストーカー行為の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した17人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」を挙げた人が5人、「自分で解決した(加害者を知っていた)」が5人、「家族が解決した」が1人、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が2人、「捜査機関は何もしてくれない」が2人、「捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)」が1人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が2人、「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」が1人、「どうしたらよいのか分からなかった(被害を届け出る方法が分からなかった)」が3人であったが、これら以外の理由(「分からない」を除く。)を選んだ人はいなかった。

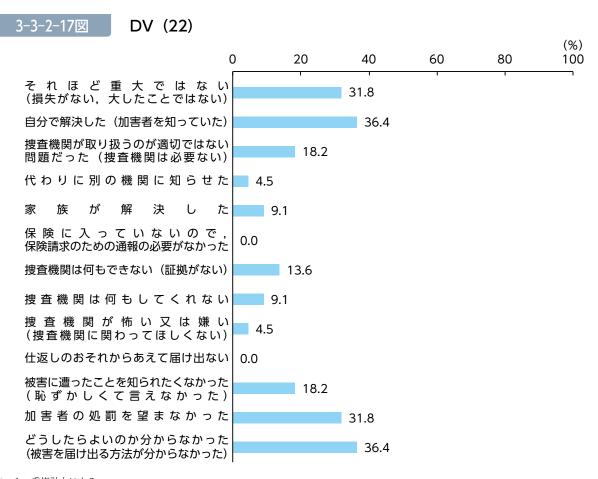
なお、捜査機関へ被害を申告しなかった理由の選択肢として「加害者の処罰を望まなかった」と「どうしたらよいのか分からなかった(被害を届け出る方法が分からなかった)」を設けているのは、ストーカー行為、DV及び性的事件のみである。



- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。
 - 3 捜査機関に届け出なかった理由として「分からない」と回答したものを除く。

9 DV

DVの被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した22人のうち、被害を申告しなかった理由として最も多かったのが「自分で解決した(加害者を知っていた)」と「どうしたらよいのか分からなかった(被害を届け出る方法が分からなかった)」の各8人であった。他は、「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」が7人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)」が4人、「代わりに別の機関に知らせた」が1人、「家族が解決した」が2人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」が0人、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が3人、「捜査機関は何もしてくれない」が2人、「捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)」が1人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が0人、「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」が4人、「加害者の処罰を望まなかった」が7人であった。

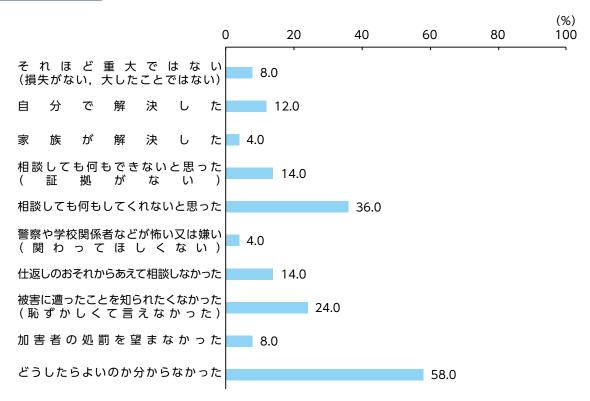


- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。
 - 3 捜査機関に届け出なかった理由として「その他」又は「分からない」と回答したものを除く。

10 児童虐待

児童虐待の被害については、他の被害とは異なり、捜査機関への申告の有無ではなく、「あなたは、その被害について、誰かに相談しましたか。該当するものを全てお答えください。」と質問し、「誰にも相談しなかった」と回答した人に対し、「相談しなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。」と質問した(複数回答可)。児童虐待の被害を誰にも相談しなかったと回答した人は50人いたが、被害を申告しなかった理由として特に多かったのが、「どうしたらよいのか分からなかった」の29人、「相談しても何もしてくれないと思った」の18人及び「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」の12人であった。他は、「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」が4人、「自分で解決した」が6人、「家族が解決した」が2人、「相談しても何もできないと思った(証拠がない)」が7人、「警察や学校関係者などが怖い又は嫌い(関わってほしくない)」が2人、「仕返しのおそれからあえて相談しなかった」が7人、「加害者の処罰を望まなかった」が4人であった。

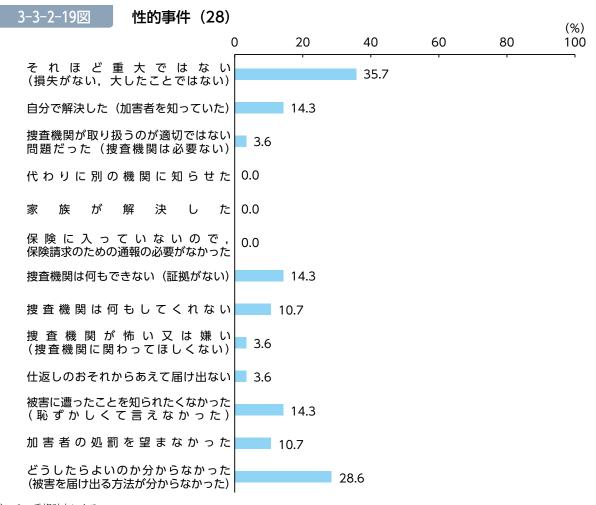
3-3-2-18図 児童虐待 (50)



- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。
 - 3 誰にも相談しなかった理由として「その他」又は「分からない(思い出せない)」と回答したものを除く。

11 性的事件

性的事件の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した28人のうち、被害を申告しなかった理由として特に多かったのが、「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」の10人と「どうしたらよいのか分からなかった(被害を届け出る方法が分からなかった)」の8人であった。他は、「自分で解決した(加害者を知っていた)」が4人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)」が1人、「代わりに別の機関に知らせた」が0人、「家族が解決した」が0人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」が0人、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が4人、「捜査機関は何もしてくれない」が3人、「捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)」が1人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が1人、「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」が4人、「加害者の処罰を望まなかった」が3人であった。



- 注 1 重複計上による。
 - 2 図名の()内は,実人員である。
 - 3 捜査機関に届け出なかった理由として「その他」又は「分からない」と回答したものを除く。